

令和4年7月12日

上尾市議会議長 渡辺 綱一 様

提出者 上尾市議会議員 道下 文男

賛成者 上尾市議会議員 小川 明仁

賛成者 上尾市議会議員 田中 一崇

「議案第54号 裁判上の和解をすることについて」に対する附帯決議案について
上尾市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の附帯決議案を提出します。

(提案理由)

市側の問題点を検証し、市民に対し丁寧かつ十分な説明を行うとともに、この様な事案が発生しないよう実効性のある再発防止策を速やかに講じ、徹底する為に提案する。

「議案第54号 裁判上の和解をすることについて」に対する附帯決議

本「裁判上の和解をすることについて」は、一審において、原告の主張がほぼ認められた判決が示された中で、主張の隔たりがあるとして控訴したものの、裁判所による和解勧告がなされたものである。

議会としても裁判所の意見を尊重するものであり、和解を受け入れることに同意するものの、市民の理解を得るため、市長におかれては、契約解除に至る過程で市側の問題点がなかったかを改めて検証し、また、多額の賠償金を支払うことに対し、責任の所在を含め、市民に対し丁寧かつ十分な説明を行うとともに、このような事案が発生しないよう、実効性のある再発防止策を速やかに講じ、徹底することを強く求める。

以上、決議する。